実質化された人・農地プラン

注:本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
御所市	大正地区(楢原・櫛羅)	平成28年2月	令和2年11月26日

1 対象地区の現状

①地区(楢原・櫛羅)内の耕地面積		153	ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計		87	ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計		42	ha
i ɔ̄t	5後継者未定の農業者の耕作面積の合計	17	ha
ii うち	5後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	25	ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計		6.5	ha
(備者)			

- 注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5~10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
- 注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」 欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
- 注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策 等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
- 注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

少子高齢化に伴う過疎化が進み、耕作放棄地が今後増える可能性があるため、中心経営体を中心と した新たな農地の受け手の確保が必要。

今後中心経営体が引き受けきる意向のある耕作面積よりも、70才以上で後継者未定の農業者の耕作面積の方が、楢原では8ha、櫛羅では9ha多く、農地中間管理機構や担い手へ集積・集約していく必要がある。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

楢原の農地利用は、中心経営体である認定農業者と認定新規就農者の2経営体が担い、櫛羅の農地利用は中心経営体である認定農業者と認定新規就農者の4経営体が担うこととする。

また、2地区とも入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応 していく。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

農地中間管理機構の活用方針

楢原・櫛羅を重点実施地区とし、将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。

中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。

また、農地を効果的に使用できるよう、土地の改良事業等を行う。

5 今後の地域の中心となる経営体の状況

経営体数

•個人 5経営体